# 芝浦メカトロニクスグループ人権方針

芝浦メカトロニクスグループは、経営理念を「優れた技術・サービスを提供することで、人々の豊かな暮らしの実現に貢献します」と掲げ、企業行動理念を「すべてに革新を　合理性の追求　人間性の尊重」として、その理念を具体化した「芝浦グループ行動基準」を作成しています。芝浦グループ行動基準の第１条には「人権の尊重」を定めており、芝浦メカトロニクスグループにかかわるすべてのステークホルダーの人権を尊重する旨を明記しています。

【芝浦グループ行動基準】

１．人権の尊重

１．芝浦グループの基本方針

（１）各国・各地域の法令等を踏まえ、人権に関する様々な国際規範を理解し、基本的人権を尊重します。また、児童労働、強制労働を認めません。

（２）芝浦グループにおいて、基本的人権を侵害する行為があった場合には、適切な措置を講じます。また、調達取引先においても、基本的人権を侵害する行為が認められる場合は、改善を求めていきます。

（３）人権尊重のため、関連するステークホルダーと対話を進めます。

２．芝浦グループ役員・従業員の行動基準

（１）個人の基本的人権、個性、プライバシーを尊重し、多様な価値観を受容します。

（２）人種、宗教、性別、国籍、心身障がい、年齢、性的指向等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント（職場のいじめ、嫌がらせ）等の人権を侵害する行為をしません。

［位置付けと適用範囲］

本方針は、「芝浦グループ行動基準」および「芝浦メカトロニクスグループサステナビリティ基本方針」を補完する関係にあり、役員・従業員を含む芝浦メカトロニクスグループと雇用関係にある者に適用します。

また、ビジネスパートナー、調達取引先に対しても本方針に沿った活動への賛同を求めます。

【サステナビリティ基本方針】

芝浦メカトロニクスグループは、事業を通じて、コーポレートスローガン、経営理念の考えを実践していくこと、ESG（環境：Environment、社会：Social、ガバナンス：Governance）を重視した事業プロセスで、社会やステークホルダーの信頼に応えていくことが、わたしたちのサステナビリティの取組みだと考えます。

わたしたちは、ものづくりを支える存在として、技術革新、社会の発展に貢献します。
そのために、わたしたちは常に考え、進化し続け、お客様に優れた技術・サービスを
提供する企業であり続けます。

また、わたしたちは、社会・ステークホルダーから信頼される企業であり続けます。
そのために、ESG を重視した事業活動を推進し、誠実で透明性の高い経営を続けます。

芝浦メカトロニクスグループは、このサステナビリティの取組みにより、人々の豊かな
暮らしの実現を目指します。

[人権に関わる法令や国際規範の遵守]

芝浦メカトロニクスグループは、「国連グローバル・コンパクト」に署名し、2023 年 7 月に参加企業として登録されました。署名企業として、従来にも増して人権に関する国際規範の遵守に努めます。

また、「世界人権宣言」や「OECD 多国籍企業行動指針」、「労働における基本原則および権利に関する ILO 宣言」を支持し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権尊重の取組みを推進します。

[ガバナンス]

本方針の責任者を総務人事管理本部長と定め、本方針に則った人権尊重の取組みを推進します。人権尊重を推進する上で必要な対応については、サステナビリティ委員会で議論し、承認された結果および人権への取組み状況を取締役会に報告します。

[マテリアリティ]

芝浦メカトロニクスグループでは、人権に関係するマテリアリティとして次の２項目を定め取組みを進めています。

・多様な人財が活躍できる環境づくり
・サプライチェーンマネジメントの強化

また、人権に関し、より一層注力すべき項目を評価・特定した結果、次の項目を注力すべき人権項目と認識して取り組んでいます。

・多様性と機会均等（ハラスメント、性別、差別、国籍、LGBT 等）
・安全・健康・衛生
・責任あるサプライチェーン（強制労働、児童労働、紛争鉱物資源 等）
・環境・気候変動・水資源保全に関する人権問題

［人権デューディリジェンスの実施］

芝浦メカトロニクスグループは、人権尊重の観点から企業活動が与える可能性のある直接的または間接的な人権へのリスクをリスク・コンプライアンス委員会にて検討・審議し、リスクの顕在化の抑制、顕在化したリスクへの対応、軽減、是正に取り組みます。

［救済措置と是正］

芝浦メカトロニクスグループの企業活動により人権リスクが顕在化したことが明らかになった場合は、国際基準に基づき問題を確認し、救済措置を講じて適切な方法で是正に努め、再発防止に取り組みます。

また、通報・相談をしたことによって、通報者・相談者が不利益な取り扱いを受けることがないように保護します。

［教育］

芝浦メカトロニクスグループは、役員・従業員が本方針を理解し、各々の企業活動において実践することができるよう、適切な教育を行い、人権を尊重する企業文化を醸成します。

また、ビジネスパートナー、調達取引先に対しても本方針の周知および当該方針への賛同に取り組みます。

［ステークホルダーとのエンゲージメント］

芝浦メカトロニクスグループは、顕在的または潜在的な人権リスクへの対応について、従業員、ビジネスパートナー、調達取引先、顧客など関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

［情報開示］

芝浦メカトロニクスグループは、人権尊重の取組みについて、芝浦メカトロニクスグループのウェブサイトや統合報告書等の各種媒体を通じて定期的に開示します。

［方針の改定］

芝浦メカトロニクスグループは、本方針の継続的な見直し・改善を行います。

制定日：2023 年 9 月 19 日

本方針は、サステナビリティ委員会にて審議・承認され、2023 年 9 月 21 日開催の取締役会に報告されました。